

「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令」の概要

1 改正理由

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「令」という。）において、消防団員等に対する公務災害補償のうち、休業補償を行わない場合が定められている。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号、令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行）により、売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部が改正され、売春の勧誘等の罪を犯した者が補導処分に付された場合の婦人補導院への収容・補導の規定が削除された（売春防止法第17条の削除）。
- これを踏まえ、消防団員等に対する休業補償を行わない場合として、当該消防団員等が婦人補導院へ収容されている場合を規定している令第1条第2号について、当該婦人補導院への収容に係る売春防止法の根拠条文を削除する必要がある。

2 改正内容

- 売春防止法の一部改正に伴い、令第1条第2号中の非常勤消防団員等に対する休業補償を行わない場合として、「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削除する。

3 施行期日

令和6年4月1日

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日）